

認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請書

令和4年12月1日

都道府県知事 殿

譲渡人	住所又は主たる事務所の所在地	東京都千代田区霞ヶ関 1丁目2番1号
	氏名又は名称	農水 太郎
	連絡先	01-234-5678
	代表者の氏名	
譲受人	住所又は主たる事務所の所在地	東京都千代田区霞が関 2丁目1番1号
	氏名又は名称	酪農 ハジメ
	連絡先	03-456-7890
	代表者の氏名	

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項の規定により、認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

記

- 譲渡及び譲受けの予定年月日：令和5年1月1日
- 譲渡及び譲受けの理由：譲渡人の廃業に伴う畜舎の所有者の変更のため。
- 譲渡及び譲受けに係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第〇〇〇号  
(令和4年5月1日)
- 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
- 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項  
(1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間  
(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)  
午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。  
(B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞 在 人 数	4 人	4 人	0 人	3 人
滞 在 時 間	3 時間／人	2 時間／人	0 時間／人	2 時間／人
延べ滞在時間	12 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合 計	26 時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input checked="" type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(2) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2以上の避難口を特定している。

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

様式第1号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(4) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

6. 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300頭

(2) 飼養形態（飼養施設の場合）： フリーストール

(3) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

7. 譲受人（法人にあっては、その役員）の法令遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（注意）

□がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。